

令和8年度 福岡県京築県土整備事務所の建設発生土処分地の募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「福岡県京築県土整備事務所及び管内の県出先機関」(以下「京築県土」という。)が発注する公共工事における建設発生土に関し、適正かつ安全に処理し、公共工事の円滑な執行を確保する観点から、建設発生土の処分地を広く募集することを目的として必要な事項を定める。

(募集)

第2条 京築県土が発注する公共工事における建設発生土の処分地(以下「処分地」という。)はホームページや関係各所の掲示板等を用いて周知し、令和8年1月26日から令和8年2月24日までの間、広く募集する(以下「募集」という。)。

(応募)

第3条 受入を希望する者は、所定の期間内に【別表1】に示す必要な書類及び図面を添付して応募することができる。

(認定)

第4条 京築県土は、応募書類を審査し、第5条の要件を満たす施設及び土地を処分地として認定する。

- 2 認定の期間は令和8年4月1日から1年間、かつ第5条に規定する認定の要件となっている許認可の期間内とする。
- 3 審査の結果は、建設発生土処分地の認定について(通知)(様式3、4)により応募者に通知する。
- 4 京築県土は、認定された処分地を【別表2】の建設発生土処分地一覧(以下「一覧表」という)に掲載し、工事の発注に際し建設発生土の処分先を一覧表の中から選定する。
- 5 【別表2】の一覧表については、開示または公表することがある。

(認定の要件)

第5条 京築県土が発注する公共工事の建設発生土を受入れるには、次の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 京築県土整備事務所管内または周辺に処分地を準備できること。
- (2) 【別紙1】に示す工事請負契約書第48条の3第1項に該当しないこと。
- (3) 以下の処分地に必要な許認可等を有すること。

処分地の種類	必須の許認可等	その他必要な許認可等
残土処分地	欄外の①に規定する許可。または処分地の面積が3,000m ² 以上で、欄外の②に規定する許認可。	欄外の④に規定する許認可等。
ストックヤード	国のストックヤード運営事業者として登録済みであること。	

- ①「福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例(以下「土砂埋立条例」という。)」の許可
- ②「土砂埋立条例 施行規則第3条 別表第1に記載されている法令等の許可、認可があり、その期間内で、許可、認可の内容が、土砂搬入を含むもの」(以下「土砂埋立条例による法令等の許認可」という。)
- ③「上記①及び②以外で内容に土砂搬入を含む許可」(以下「その他の許可」という。)
- ④埋立、盛土を実施するために必要なその他の関係法令の許認可等 (市町の条例は含まない)

※福岡県管轄内(政令市等除く)における「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下、「盛土規制法」)が、令和7年10月1日より運用が開始されている。これに伴い、福岡県ホームページに掲載している「盛土規制法に関する許可申請等の手引き(令和7年10月福岡県建築都市部開発・盛土指導課)」の「盛土又は切土工事における許可・届出 要否確認フロー」(以下、「要否確認フロー」)に基づき、次の区分に応じて必要書類を準備すること。

1) 許可が必要な場合

福岡県建築都市部 開発・盛土指導課(以下、「盛土指導課」)発行の「許可書(写し)」を当事務所へ提出すること。

2) 届出が必要な場合

盛土指導課の受付印が押印された「届出書の写し」を当事務所へ提出すること。
既に提出済みで受付印が押印された「届出書の写し」がない場合は、「宅地造成及び特定盛土等規制法の手続きに関する確認書」(様式10)(以下、(様式10))を提出すること。

なお、上記の添付資料として「要否確認フロー」を提出すること。その際、フローの要否判断に用いた根拠をお尋ねする場合がある。

3) 許可・届出が不要な場合

(様式10)を提出すること。なお、上記の添付資料として「要否確認フロー」を提出すること。その際、フローの要否判断に用いた根拠をお尋ねする場合がある。

(補足事項)

福岡県管轄外に処分地を所有する場合、各管轄部署の盛土規制法に基づく手続きの結果が確認できる資料(例:許可書の写し、各管轄部署公表の一覧表)を提出すること。
(以下、①~④を総じて「認定の要件となっている許認可等」という。)

<参考>

土砂埋立条例 施行規則第3条 別表第1

港湾法、鉱業法、採石法、道路法、農地法、土地区画整理法、都市公園法、海岸法、地すべり等防止法、宅地造成等規制法、新住宅市街地開発法、河川法、砂利採取法、都市計画法、都市再開発法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、廃棄物処理及び清掃に関する法律、都市緑地法、鉄道事業法、福岡県砂防指定地等管理条例、土壤汚染対策法、森林法

- (4) 処分地に至る道路について、大型ダンプトラック等が周辺の環境及び他の交通等に顕著な影響を及ぼすことなく、安全に通行できるような幅員等が確保されていること。
- (5) 関係法令等に係る行政指導や行政処分を現在受けていないこと。
- (6) 残土受入れ後、他箇所への流用等を想定している場合は、ストックヤード運営事業者としての登録を必須とする。

(認定の変更)

第6条 原則として認定内容の変更を申し出ることはできない。ただし、次の場合は、認定内容の変更または廃止を届出て承認を得ることができる。京築県土は届出を承認するときは一覧表の掲載内容を変更する。

- (1) 第5条の認定の要件の許認可に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を確認できる書類及び変更届(様式5)を提出すること。また、許認可内容が、処分地として不適切となつた場合は、速やかに廃止届(様式7)を提出すること。
- (2) 認定期間終了の2週間前までに京築県土に第5条の関係法令の許認可期間が延長された変更届(様式5)を提出すれば、一覧表への掲載期間が1年未満のものは、その年度の3月31日まで認定期間を更新できる。
- (3) 残土受入を廃止するときは、廃止日の2週間前までに廃止届(様式7)を提出すること。突発的な理由で、やむを得ず廃止するときは3日以内に届出すること。
- (4) 第5条の認定の要件の許認可の地位を継承した場合は、変更届(様式5)を提出すること。
- (5) 受入単価の減額を行う場合は、変更届(様式5)を提出すること。

(認定の取消)

第7条 京築県土は、次に該当する場合は、認定を取消すことができる。この場合、認定取消書(様式9)にて通知し、一覧表から抹消する。

- (1) 応募書類の虚偽等が発覚した場合。
- (2) 産業廃棄物等の不法投棄への関与が確認された場合。
- (3) 周辺地域に重大な影響を及ぼす恐れがある場合。
- (4) 安全上の必要な措置がなされていないこと等が発覚した場合。
- (5) パトロール等により当初応募書類の記載事項の変更届の提出や安全上の追加措置が指導・助言されても、何ら是正・改善が図られない場合。
- (6) 第5条の認定の要件を満たさなくなった場合。
- (7) 認定後に関係法令等に係る行政指導や行政処分を受け、その改善措置がなされない場合。
- (8) 搬入した土砂を営利目的で使用したり、他の箇所への搬出があった場合。
- (9) 特段の事由もなく、建設発生土の受入拒否があった場合。
- (10) 第6条の手続きが履行されない場合。
- (11) この要項に規定された受入者の義務を履行しない場合。
- (12) その他、重大な問題が生じた場合。

(受入者の一般的義務)

第8条 受入者の一般的な義務は次の当該各号とする。

受入者とは、第5条の規定により建設発生土の処分地の認定を受けた者をいう。

- (1) 土壤汚染対策法に基づき必要な手続きを行うことができること。
なお、一定規模(3,000 m²以上)の土地の形質を変更しようとする者は、変更に着手する日の30日前までに、県に届出をする必要がある。
- (2) 受入者は、発生した状態で土砂を受入れるものとし、京築県土に土砂の搬入以外の作業(例えば分別など)を、求めないこと。
- (3) 敷地造成に必要な擁壁、盛土の敷き均しや転圧など処分地に要する費用はすべて受入者側で負担する。また、受入れた土砂の管理は受入者が適切に行うこと。
- (4) 土砂を受入れる際の安全管理を適切に行うこと。
- (5) 公共工事の搬出工程に合わせて受入を行うこと。
- (6) 県の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為を行わないこと。
- (7) 第6条に定める認定の変更手続きは速やかに行うこと。
- (8) 処分地の認定期間に、京築県土よりその時点での「受入可能土砂量」の報告を求められた場合、速やかに応じること。

(受入者の義務)

第9条 受入者は、申請時に提出された受入条件外の土砂の搬入の場合や、残土処分地の埋立てが最終の仕上げ段階であって良質の土砂が必要等、特段の事情がある場合を除いて、土砂の受入を拒否できない。

- 2 処分地へ持ち込んだ土砂の営利目的の使用および、別箇所への搬出はできない。
- 3 受入者のうち、ストックヤード運営事業者は、国土交通省の規程(「ストックヤード運営事業者登録規程」)に則って事業を行うこと。
- 4 京築県土が発注した工事の元請業者より、受領書の発行を求められたら、速やかに応じること。

(注意事項)

第10条 京築県土の建設発生土の積算については、公共工事間の利用を優先する。また、原則として経済的な処分地を優先する。従って、処分地の認定は、建設発生土の処分地への搬入を約束するものではない。

- 2 京築県土の工事発注において、特段の指定がなければ工事受注者は一覧表の中から任意の処分地に搬入することができる。
- 3 応募や認定の変更等に関連して要した費用は、応募者の負担とする。
- 4 提出された応募書類は、返却しない。
- 5 受入可能な土質について、【別表3】を参考にするものとする。
- 6 土量は、地山換算土量(m³)とする。地山土量(m³)とは、土砂が自然の地山時の体積である。土量換算は【別表4】に示す。

(その他)

第11条 この要項に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、京築県土と受入者が、協議のうえ決定するものとする。

- 2 関係法令等に係る行政指導や行政処分を受けた場合、その改善措置が完了するまでの間は、処分先の候補としないものとする。

(事務局)

第12条 事務局を、福岡県京築県土整備事務所 企画班に設置する。(Tel0979-82-3390)
2 事務局の受付時間は、平日 9:00～11:30・13:00～16:30(土日・休日は除く)とする。

～工事請負契約書第48条の3第1項より～

発注者は、警察本部からの通知に基づき、請負者(請負者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により請負者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- 二 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

【別表1】

建設発生土受入地の応募に必要な書面および図面

書面・図面	内容
建設発生土受入地申込書 (様式1)	様式に必要事項を記入してください。
誓約書(様式2)	内容に同意し、氏名・住所を署名および捺印してください。
位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位、土砂受入地区域の位置を確認できるもの。 縮尺は、50,000分の1程度を目安とします。
周辺の見取り図	<ul style="list-style-type: none"> 方位、道路並びに目標となる土地及び建物等(駅、停車場、公共建物、河川、湖沼など)を確認できるもの。 縮尺は、25,000分の1程度を目安とします。
平面図、横断図等	<ul style="list-style-type: none"> 許認可を受けた図面。 許認可が不要な場合は、住宅地図などを複写(コピー)する。
許認可等のコピー	<p>①以下のいずれかのコピーを提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂埋立条例の許可書 土砂埋立条例施行規則第3条に該当する法令許可書、および土砂搬入の許可を確認できる書類 <p>②盛土規制法の運用に伴う許可及び届出等の確認ができる書類</p> <p>なお、許認可官庁や市町村等へ、内容等の確認をすることがあります。</p>
現地写真	<ul style="list-style-type: none"> 現地を広角な視点で確認できる、最近撮影した写真を複数枚(4方向以上) 許認可標識(許認可がある場合) 任意で、前面道路や大型車が通行可能であるとわかる写真の添付また写真と併せて、簡単な説明を記入してください。(例;東西より望む。土砂埋立条例の標識。など)
申込前の確認事項	事務局担当者と提出書類のチェック後、受入希望者の住所・氏名を署名及び捺印してください。

【別表2】建設発生土受入地一覧

令和8年4月1日適用

※この別表2の一覧表は、開示または公表することができます。

【別表3】

土質区分基準

区分 (国土交通省令)*1	細区分*2	コーン 指数 qc *2 (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*3)*4)		備考		
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) Wn(%)	掘削 方法	
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫{G}砂礫{GS}	—		
			砂質土	砂{S}礫質砂{SG}			
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの)	第2a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—		
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—		
第3種建設発生土 (通常の施工性が確 保される粘性土及び これに準ずるもの)	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	* 排水に考慮す るが、降水、浸出 地下水等により含 水比が増加する と予想される場合 は、1ランク下の 区分とする。	
	第3b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—		
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準 ずるもの(第3種発生 土を除く))	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	* 水中掘削等に よる場合は2ラン ク下の区分とす る。	
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40~80%程度		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—		
			有機質土	有機質土{O}	40~80%程度		
泥土*1)	泥土a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—		
	泥土b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—		
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上		
	泥土c		高有機質土	高有機質土{Pt}	—		

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59, 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。

*2) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)

*3) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*4) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

【別表4】

土質換算表

1. 土量の変化

土量の変化は次の3つの状態の土量に区分して考える。

地山の量 …掘削すべき土量

ほぐした量 …運搬すべき土量

締め固め後の土量 …出来上がりの盛土量

三つの状態の体積比を次式のように表し、L及びCを土量の変化率といふ。

$$L = \frac{\text{ほぐした土量}(\text{m}^3)}{\text{地山の土量}(\text{m}^3)}$$

$$C = \frac{\text{締め固め後の土量}(\text{m}^3)}{\text{地山の土量}(\text{m}^3)}$$

2. 土量変化率

分類名称		記号	変化率L	変化率C
主要区分				
レキ質土	レキ	(GW)(GP) (GPs)(G-M) (G-C)	1.20	0.95
	レキ質土	(GM)(GC) (GO)	1.20	0.90
砂及び 砂質土	砂	(SW) (SP) (SPu) (S-M) (S-C) (S-V)	1.20	0.95
	砂質土 (普通土)	(SM) (SC) (SV)	1.20	0.90
粘性土	粘性土	(ML) (CL) (OL)	1.30	0.90
	高含水比 粘性土	(MH) (CH)	1.25	0.90
岩塊・玉石			1.20	1.00
軟岩 I			1.30	1.15
軟岩 II			1.50	1.20
中硬岩			1.60	1.25
硬岩 I			1.65	1.40

3. ダンプトラック積載量(参考値) ※土質によりこれによりがたい場合は、別途考慮する。

	10t車 (9.5t)	4t車	2t車	地山の単位堆積重量
土 砂	5.3 m ³	2.2 m ³	1.1 m ³	1.8 t/m ³

試算例： 10tダンプ1台分(積載量9.5t)の第2種(地山密度1.8t/m³)の地山換算
土量は、約5.3m³、荷卸した時点のほぐした状態では、6.3m³程度となる。